

別紙

第1 争点		
<p>1 本案前の争点</p> <p>(1) 監査請求前置</p> <p>(2) 請求の趣旨の変更</p> <p>2 本案の争点</p> <p>(1) 違法性</p> <p>ア 公営住宅法，岐阜県営住宅条例（以下「本件条例」という）の趣旨・目的を著しく逸脱</p> <p>イ 地方自治法2条14項，地方財政法4条1項違反</p> <p>ウ 地方自治法2条12項，同条16項違反</p> <p>エ 地方自治法2条16項，同条17項，岐阜県会計規則141条違反</p> <p>(2) 差止額</p> <p>(3) 被告A，同B，同C，同Dの責任</p>		
第2 争点に対する当事者の主張		
原告ら	被告知事	被告A，同B，同C，同D
1 (1) 監査請求前置		
<p>1 本件事業に関し，国へ補助金を申請する際，事業の計画について総額や概略が示され，将来の建設戸数，面積，年次計画などを示し，それを前提に設計費用の補助金の交付決定を受け，建設予定位置に応じた地質調査まで行われていた。さらに，交付決定が即日行われたことから，事業遂行に関し，岐阜県と国の間で十分な意思形成がなされていたともいえる。その後，実際に基本設計業務を発</p>	<p>1 監査請求前置の要件を満たすためには，当該監査請求による監査委員の監査時点で，違法又は不当についての実体的判断による予防の機会が与えられることが必要であるところ，本件監査請求1及びについては，本件事業にかかる中北ブロック建設費については，監査請求時において予算計上もされておらず，またそのための予算の流用等もなされていないことから，相当の確実さをもって予測されるとは言えない</p>	

注し、仕様書では、工事費約110億円程度とされ、建設戸数、面積、理念などを詳細に指定している。よって本件事業は、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測され、公金の支出自体について相当程度の客観的、具体的可能性があるのは明白である。

さらに、本件事業は長期事業であるから、毎年度、将来の全体計画を示して次年度の予算を確定するという手続がなされている。岐阜県の予算要求・策定資料において、将来計画の明示を前提として予算が決定されているから、単年度主義の地方自治法の手続としては次年度分の議決しかないのは当然としても、平成23年度までの建替事業は、本件事業と不可分一体な計画である。

よって、監査委員が、予算計上もされておらず、相当の確実さをもって予測されるとは言えないことを理由として本件監査請求1及びを却下したのは誤りであり、適法な監査請求を経たというべきである。

2 本件監査請求1及びの要点は、「現計画の本体工事費のうちの30億円の支出を差し止めるよう勧告すること、本体工事費が110億円でない場合は45万円/坪を超える額の支出を差し止めるよう勧告すること」であり、これに対し、本件訴訟の請求の趣旨2項は、請求の趣旨1項の「県営北方住宅中北ブロック建設事業に関して、金80億円を超えて、公金を支出し、契約を締結もしくは履行し、債務その他の義務を負担してはならない」ことに関連し、支出された基本設計委託料についての損害賠償を請求したものであ

ことを理由として、実体的判断をせず、却下されているのであるから、請求の趣旨1項については、監査請求前置の要件を欠いている。

また、差止請求は、違法な財務会計行為を事前に予防又は是正することを目的とするものであるから、当該行為がなされることが相当な確実さをもって予測されることが必要であるところ、原告ら主張の公金の支出につき、歳出予算の成立もない監査請求時においては、相当な確実性を判断することは困難であり、上記監査委員の判断は適法である。

2 監査請求前置の要件を満たすためには、住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と住民訴訟の対象たる財務会計上の行為又は怠る事実との間で、同一性が肯定される必要があるところ、基本設計と実施設計では、支出負担行為者である専決権者は異なっており、基本設計に財務会計上の違法事実が存在すればこれに後続する実施設計及び建築工事にも必然的に財務会計上の違法事実が存在することとなるのではなく、財務会計法規上の注意義務を構成する事実は、基本設計段階と実施設計段階と建築段階では異なっているというべきであるから、対象に同一性がないといえる。

よって、仮に実施設計若しくは実施計画変更にかかる財務会計上の違法行為があるとしても、基本計画若しくは基本設計の財務会計上の違法な行為と同一性がある範囲内でのみ本件訴訟の審理対象となる。

<p>る。</p> <p>よって、本件監査請求と請求の趣旨2項は、いずれも本件事業の業務に対する公金支出の違法性を問題とするものであるから、対象につき同一性があるというべきである。よって、監査請求前置を満たしている。</p>		
<p>1 (2) 請求の趣旨の変更</p>		
<p>争う。</p>	<p>請求の趣旨(2)ア及びイへの変更は、地方自治法改正前の旧法に基づいていないから請求の趣旨の変更には法適用の誤りがある。</p>	
<p>2 (1)ア 公営住宅法、本件条例の趣旨・目的を著しく逸脱</p>		
<p>1 本件事業に、公営住宅に不要な意図の実現を図り、過剰かつ異常に高額な建設費をつぎ込むことは、公営住宅法、本件条例の趣旨・目的を著しく逸脱し、違法である。</p> <p>(1) 公営住宅法及び本件条例の趣旨・目的</p> <p>公営住宅法の目的は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を提供することであり、同法施行令6条及び7条からも、住宅がない者、住宅に困窮している者等を対象としていることが明瞭である。そして、高額所得者の長期居住などにより、高齢者や障害者など真に住宅に困窮する者に対して必ずしも的確に供給されているとは言い難い状況が発生し、真に住宅に困窮する者に対して良好な居住環境を備えた公営住宅の的確な供給を図るため、平成8年5月に改正がされた。また、本件条</p>	<p>1 公営住宅の役割は、現代的拡大を遂げており、住宅のバリアフリー化に加え、成長段階や生活様式に応じて安全で快適に住み続けられるようさまざまな生活様式にこたえる住宅であることが求められている。また、地域社会としても、公営住宅居住が高齢者世帯のみで構成されるとなると、高齢者に対する社会的支援の負担が増加することとなり、かつ社会としての活力が低下する懸念が存するため、県営住宅のあり方につき、強い関心を有している。そして、広域から若い人々の入居を誘導することにより、若者から高齢者までのあらゆる世代の人々が居住するソーシャルミックスの実現が可能であり、地域に開かれた団地に周辺の人々が集い、何より子どもたちの安全な拠点となつて、団地と地域との交流が行われ、地域住民や地元自治体から要請されているまちづくりに、より資す</p>	<p>1 (1) 被告知事の主張1と同様。</p> <p>(2) 建築費について</p> <p>ア 坪単価</p> <p>バルコニー、共用廊下、共用階段、自転車駐車場、ピロティ等に係る工事費も総工事費110億9851万4700円に含まれていることから、総工事費をバルコニー、共用廊下、共用階段、自転車駐車場、ピロティ等の面積を含めた施工面積7万4548.29平方メートル(2万2549.39坪)で除した坪単価49万2186円には一定の合理性があるところ、この坪単価は高額とはいえない。</p> <p>イ 工事費、延べ床面積のとらえ方いかんによっては、坪単価はいかようにでも算出できる。</p> <p>床面積1には、バルコニー面積の3分の1</p>

例1条は、上記公営住宅法及び同施行令の趣旨目的等が県営住宅に適用されることを規定している。

(2) 公営住宅に不要な意図

岐阜県知事は、21世紀に向けた居住様式を提案し、市町村の公営住宅のモデルとなるものをめざし、素材の使い方、建築技術における新しい技法を提案し、他の先導モデルとなるものを造るという方針で南ブロックの設計・建設を行い、中北ブロックでは、南ブロックでの経験をさらに3次元、立体的に発展させた方法を提案しているが、このような意図は、上記公営住宅法及び本件条例の趣旨・目的からは不要なものである。

(3) 過剰かつ異常に高額な建築費

ア 坪単価

バルコニーを含む住戸部分の総計面積は5万4233.55平方メートルであり、住戸専用部分のみの総計面積は4万6145.70平方メートルであるから、バルコニー面積は、5万4233.55平方メートル - 4万6145.70平方メートル = 8087.85平方メートル。そして、国土交通省の全国自治体の公営住宅調査では「バルコニー面積の1/3を加えたものとする」としており、上記バルコニー面積の3分の1である約2696平方メートルを含む床面積は4万6146平方メートル + 2696平方メートル = 4万8842平方メートル (4万8842 ÷ 3 = 306平方メー

ることになる。このように、今日では、公営住宅法1条の「健康で文化的な生活」とは上記生活を含むものと解すべきである。

このような「健康で文化的な生活」の実現を図るため、かつ、魅力ある岐阜県を作るため、どのような公営住宅を建設するかは、第一義的に岐阜県が行う行政的判断である。さらに、この行政行為に予算を付するか、という形で公営住宅建設を是とするか、非とするかは、岐阜県議会の行う政治的判断である。そのため、若い夫婦等が魅力を感じて居住し、子供達が大きくなっても居住し続けてくれるために、話題性をもたせたり、首都圏に比してもそこに住んでいることを誇れるような住宅を建築する必要が存し、そのための具体的な施策を検討し、実施することは、行政の権限事項である。そして、著名なデザイナーに総合的な計画を依頼することも、「健康で文化的な生活」の実現を図るため、かつ、魅力ある岐阜県を作るための行為としては相当であるといえるのであるから、本件計画は適法適切なものである。

2 建築費について

(1) 坪単価

総工事費は、既設解体費及び設計費を除き110億9851万4700円であり、バルコニー、共用廊下、共用階段、自転車駐車場、ピロティ等を含めた施工面積は7万4548.29平方メートル(2万2549.39坪)であるから、工事費の坪単価は、110億9851万4700円 ÷ 2万2549.39坪 = 49万2186円であり、高額ではない。

が含まれているが、それが通常一般に通用する算出方法であることが不明な上、公共空間、共用廊下、共用階段、エレベーターロビー、自転車駐車場、機械室、ピロティ、コーナー部分等が含まれていない。床面積2には、原告ら主張のバルコニー面積が含まれておらず、かつ公共空間、共用廊下、共用階段、ピロティ、コーナー部分等が含まれていない。床面積-3は、原告ら主張のバルコニー面積が含まれておらず、かつ共用廊下、共用階段、ピロティ等が含まれていない。このように、原告ら自身が床面積1ないし3の3通りの面積の計算方法を示していること自体が、坪単価の算出の根拠となる床面積の出し方には様々な捉え方があることを示しているといえる。

また、工事費については、総工事費から差し引く外構及び付属施設について、17パーセントの共通経費率と消費税及び地方消費税が含まれているから、これを加味して計算しなければならない。よって、総工事費から外構及び付属施設として(9億3220万円 + 1億8180万円) × 1.17 × 1.05 = 13億6854万9000円を除いた金額97億2996万5700円が算定の基礎とすべきである。

そして、上記金額を工事費の基礎とすると、坪単価は、97億2996万5700円 ÷ 2万2549.39坪 = 43万1496円となる。

ウ 総工事費から附属施設及び外溝を除いた97億2996万5700円を基準とすると、

トル = 1万4773.74坪) (以下「床面積1」という)。自転車駐車場、エレベーターロビー、機械室も含めると約4万9572平方メートル(1万4994.55坪)であり(以下「床面積2」という)、床面積2に「公共空間、コーナー部」を加えると約5万0933平方メートル(1万5406.23坪)である(以下「床面積3」という)。

総工事費(税込み)は、既設解体費及び設計費を除き110億9851万4700円であり、附属施設1億8180万円及び外溝9億3220万円を除くと、99億8451万5000円となる。

そのため、床面積1の坪単価は67万5000円、床面積2の坪単価は66万5000円、床面積3の坪単価は64万8000円となる。民間の分譲マンションの本体工事費の坪単価の相場は45万円であることや、国家公務員宿舎の坪単価と比較しても高額である。

なお、一般に、総施工面積を基準とする坪単価のとりえ方はない。

イ 一戸当たり事業費

中北ブロックの建設予定は、A棟278、B棟173、C棟169合計620戸であり、事業費は110億9851万5000円であるから、一戸当たり事業費は110億9851万5000円÷620=1790万8000円となる。公営住宅整備事業調査集計表の平均値が1001万であることの比較から

(2) 原告主張の坪単価の算定の基礎となる建築費と延べ床面積のとりえ方によっては建築費の面積当たりの単価は異なるのであって、明確かつ共通の考え方を採用せずに単純に比較しても合理性はない。

原告が坪単価の民間相場を45万円としている根拠は全く不明である上、県営住宅は住宅に困窮する身障者、高齢単身者を含め低廉な家賃で適切な住戸を供給するため身障者向け住戸や高齢単身者向け住戸をも整備しており、台所の設備、便所の設備、浴室、給湯設備など一戸として必要な設備が必要で、床面積当たりの工事費は当然に高くなっていくのであり、建築費については必要とされる諸設備に応じた違いが存するのであり、比較の基準とはならない。

また、国家公務員宿舎の坪単価の算出において、分母となる延べ床面積はどこまでの範囲のものをいうのかが明瞭でないし、分子となる工事費はどこまでの費用を含めたものなのか(例えば、設計費も含んだ費用なのか、消費税を含んだ費用なのか、浄化槽がある場合は浄化槽設置費用を含んだ費用なのか等)が明らかにされていない。ましてや、当該国家公務員宿舎の坪単価の算出方法が、法的又は通常一般に通用する算出方法で出されたものか不明である。このように算出基準ないし算出方法が不明確なまま算出された坪単価をもって、原告が独自に算出した坪単価とを比較することは、不合理である。

一戸当たりの事業費は、97億2996万5700円÷620戸=1569万3493円となり、他の公営住宅に比べて著しく高価であるとはいえない。

2 建替方針について

(1) 平成8年度の公営住宅法改正前から、譲渡処分、用途廃止の規定はあり、改正により建替が選択肢の1つにすぎなくなったとはいえない。

(2) 民間から借上げるとしても、公営住宅整備基準に求められる住宅性能だけでなく、立地の利便性等も一定の水準が求められる。また、住宅品質確保の促進等に関する法律との制定に伴い、平成14年5月2日に公営住宅等整備基準が改正され、民間の既存住宅を借上げの場合においても「温熱基準」、「遮音」、「劣化の軽減」、「維持管理への配慮」、及び住戸内外基準等に適合させることを原則としている。

(3) 岐阜県では、障害者、高齢者等に対して特別な配慮をしており、母子世帯、老人世帯、多子世帯、身体障害者世帯等で県の条件に該当する者に対して、一定の地域の住宅に入居申込する場合は、各住宅の募集戸数の4割を優先入居枠として設定し、単身者用、高齢者が安心して入居できるよう改善した高齢者対応型住宅、老人ペア住宅、身体障害者用住宅を供給している。

(4) よって、本件事業における建替方針は、同改正の趣旨、目的に反していない。

も、本件事業費は高額であるといえる。

2 本件事業のような建替方針は、公営住宅法改正の趣旨・目的から著しく逸脱し、違法である。

(1) 公営住宅法改正の趣旨・目的

ア 公営住宅法は、平成8年の改正によって、耐用年数経過後の住宅の用途廃止あるいは廃棄処分も可能になった。この改正の趣旨・目的に従えば、建替は幾つかの選択肢の一つに過ぎなくなったのである。

イ 同改正により、民間の賃貸住宅を借り上げることが可能となり、余剰している民間賃貸住宅を公営住宅として借り上げて既存入居者に供給することもできるし、その土地から生まれる利益で住宅困窮者に対する家賃補助の形で独自の政策として組み込むことも可能となった。

ウ 同改正により、地方公共団体において確保が必要とされているのは、民間が家賃を出しても貸したがらないと思われる人々に対する住宅、たとえば障害者住宅や高齢者世帯に対する住宅や病気がちの人に対する住宅、あるいは中高年の単身世帯の住宅となったのであるから、こうした世帯に対して住宅供給することを前提にして公営住宅を建設するのであれば、芸術性を重視した建築ではなく、機能性や居住性を最も重視した建築をすべきである。

(2) よって、本件事業のように、前述した芸術性を重視した意図の下に、県営住宅の建

<p>替を行うことは，上記公営住宅法改正の趣旨・目的を著しく逸脱し，違法である。</p>		
<p>2 (1)イ 地方自治法 2 条 1 4 項，地方財政法 4 条 1 項違反</p>		
<p>近年全国の自治体が著しい財政悪化のために，経費節減や事業見直しを行っており，岐阜県も同様であるから，上記のように高額な建築費を支出することは，地方自治法 2 条 1 4 項及び地方財政法 4 条 1 項に違反する。</p>	<p>争う。</p>	<p>争う。</p>
<p>2 (1)ウ 地方自治法 2 条 1 2 項，同条 1 6 項違反</p>		
<p>公営住宅法，本件条例について，前述した芸術性を重視した意図の下，高額な建築費を支出することになる本件事業を行うことができると解釈し，運用することは，地方自治法 2 条 1 2 項の規定に違反する。</p> <p>公営住宅法，本件条例に基づく本件事業について，上記意図に基づき設計，建築をすることは，同条 1 6 項の規定に違反する。</p>	<p>争う。</p>	<p>争う。</p>
<p>2 (1)エ 地方自治法 2 条 1 6 項，同条 1 7 項，岐阜県会計規則 1 4 1 条違反</p>		
<p>1 (1) 岐阜県知事は，平成 1 2 年 6 月 1 5 日，F アトリエと本件第 1 契約を締結した。</p> <p>しかし，他にも適当な事業者は多々あり，入札に付していれば格段に廉価にできた可能性は高く，本件第 1 契約は，地方自治法 2 3 4 条 1 項，同条 2 項，同施行令 1 6 7 条の 2 第 1 項各号に定める随意契約をすることができる事情があるときには当た</p>	<p>1 (1) 本件第 1 契約は，「技術・経験を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上で妥当」と判断できる場合に当たるのであるから，随意契約をすることができる。</p> <p>(2) 岐阜県会計規則 1 4 1 条 1 項本文かっこ書き「契約の相手方が特定のものに限定される</p>	<p>1 (1) 県営北方住宅は，昭和 4 0 年から昭和 4 5 年にかけて南ブロックと中北ブロックとも同時期に建設が進められ，住民活動も一緒に行われており，両ブロックは一体の集合住宅団地である。地方公共団体は，住宅政策をはじめさまざまな政策主体であり，このような大規模集合住宅団地の建設に当たって，まちづくりの面からも検討を行うことが必要である。平成 1 2 年 3</p>

らない。

よって、本件第1契約は、岐阜県知事がその裁量権を著しく逸脱、濫用して締結したものであり、地方自治法2条16項、同条17項に違反し、違法である。

(2) 特別な事情により随意契約する場合、岐阜県会計規則141条において、随意契約をしようとするときは、2人以上の者から見積書を提出させなければならぬとされている。しかし、本件では、いずれの場合も、複数社から見積書を徴しておらず、違法である。

また、本件は、岐阜県会計規則141条1項本文かっこ書き「契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合」には該当しないので、2人以上の者から見積書を徴しなかったことは岐阜県会計規則に反する。

2(1) 岐阜県知事は、本件第1契約及び当該成果物としての活用調査報告を前提に、Fアトリエを主体とすることを決定し、F（以下「F」という）を選定委員会の委員長としてプロポーザルを行い、県内設計事務所、G設計、H設計、I建築を選定し、平成13年8月28日、JVとの間で本件第2契約を締結した。

しかし、本件第2契約は、地方自治法234条1項、同条2項、同施行令167条の2第1項各号に定める随意契約をすることができる事情があるときには当たらないので、地方自治法2条16項、同条17項に違反し、違法である。

ときその他特別の理由がある場合」にあっては一人」とし、2人以上の者からの見積もりの提出を求めている。そして、相手方の創造性、技術力、経験等を選定条件として随意契約の相手方として選定している場合、「特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合」に該当するのであるから、他からの見積もりは不要である。

また、技術・経験を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上で妥当と判断した場合、技術・経験は金品に換算できないものであるから、当該契約を結ぼうとする相手方以外の者から見積書を徴することは合理的ではない。

2 JVのうち、Fアトリエは県営北方住宅建替のコンセプトの一貫性のために、G設計、H設計、I建築はFアトリエのコンセプトの具体化に協働し、地域性を十分に反映しながら、各棟の基本設計案をまとめる役割を担うために、共同企業体に参加することになった。JVのうち、Fアトリエ以外のG設計、H設計、I建築は、プロポーザル方式により、本プロジェクトに対する考え方、組織体制、設計実績等の評価により、選定されたが、共同設計者は、JVの代表構成員であるFアトリエとのJV内での協働、業務分担を行うので、Fアトリエが構想する協働の仕組み、Fアトリエが求める技術水準に適した者を選定する必要があったのであり、そのためには、Fが、選定委員会のメンバーとなり相手方を確認することが最も効率的であ

月に完成した南ブロックの建設は、Fが総合コーディネーターとなり、国内外の女性建築家の設計協力により進められたものである。そして、南ブロックのコンセプトを継承し、南ブロックでの成果をさらに発展させ、他の公営住宅の先導的モデルとなり、かつ、南ブロックと調和のとれた住宅団地として中北ブロックを建設する必要があった。本件第1契約は、中北ブロックの基本設計の前提となるものであり、南ブロックと一体の住宅団地とするために、南ブロックの設計に関わったFアトリエと第1契約を締結し、調査を委託したものである。

したがって、第1契約につき、随意契約をすることは、「技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当」な場合であり、随意契約をしたからといって違法となるものではない。

(2) 岐阜県会計規則141条1項本文かっこ書き「契約の相手方が特定のものに限定されるときその他特別の理由がある場合」について、岐阜県会計規則取扱要領第141条関係によれば、1項(二)で「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」、2項で「前項(二)に該当する場合を例示すれば、次のとおりである」として、「(5)特殊な技術に係る工事を発注する場合であって当該工事の相手方が特定されるとき」を例示している。

そして、南ブロックの建設は、Fが総合コーディネーターとなり、国内外の女性建築家等の設計協力により進められたが、日本だけでな

(2) 本件第2契約は相手方であるJVから「総額のみを記載した見積書」を取得しただけであるから、岐阜県会計規則141条1項に反し違法である。

り、かつ、選定は委員全員の合議によって決定されており、選定手続きが公正を欠くとは言えない。

く、世界的にも話題を呼んだものであったこと及び21世紀に向けた居住様式を提案し、素材の使い方、建築技術においても他の先導的モデルとなりうる設計、岐阜は日本の東西文化の交差点であることから、その考え方を広げ、東西文化の調和なども考慮した斬新な建物、地域・住民と融合できるようなオープンな空間、地元の人にとってのステータス・シンボル等になりうる団地という南ブロックの基本コンセプトを継承して基本設計の前提となる再生活用調査業務ができる設計者はFが代表を務めるFアトリエしかいないことから、「特殊な技術に係る工事を発注する場合」に該当し、この工事が中北ブロックの設計にかかることは明らかであることから、「当該工事の相手方が特定されるとき」にも該当する。

また、技術・経験を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上で妥当と判断した場合、技術・経験は金品に換算できないものであるから、当該契約を結ぼうとする相手方以外の者から見積書を徴することは合理的ではない。

2(1) 本件第2契約は、北方住宅建替えのコンセプトに一貫性を持たせるという観点をもとに、南ブロックと一体となった都市的空間の創造を目指し、周辺環境整備をリードするような質の高い住宅地を形成することが必要であり、かつ、この基本設計に参加する建築家間の調整を行い、街として調和を築き上げる強力なコーディネーターが求められる事情にあった。このような役割を果たせる者は、南ブロックの基本設

計に関わったFアトリエのほかはなく、さらに、岐阜県の地域特性を熟知しFアトリエが求める技術水準に適した地元建築家と協働するために、県内建築士事務所、G設計、H設計、I建築をプロポーザル方式で選定した。

よって、本件第2契約についても、「技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当」な場合であり、随意契約の方式により締結されたことは違法ではない。

(2) Fアトリエの基本設計による南ブロックは、良好なコミュニティの形成、良好なストックの形成、高齢者にとっても住みやすい住宅地、周辺市街地との調和、良好な都市快適性の創出、居住者参加による住環境づくりといった基本コンセプトに基づき設計され、完成しているが、地元住民のみならず、国内外から高い関心が示されていること、岐阜県本巣郡北方町（以下「北方町」という）の中心部に位置し、同町の世帯・人口の2割弱を占める北方住宅団地の建替事業は、同町のまちづくりの観点からも重要であり、中北ブロックは、南ブロックと一体となった都市的空間の創造を目指して、一貫性のあるコンセプトのもと、同町の中心地区として周辺環境整備をリードするような質の高い住宅地を形成することが必要であること、大規模な集合住宅団地計画は、ある1個の完結した建物のデザインとは異なり、大勢の建築家が参加し、これらの建築家のコラボレーションによって街が作りあげられていくことが必要であり、そのためには、建築家間の調整を行い、街

		<p>としての調和を築き上げる強力なコーディネーターが必要となることから、これらの要件を満たす建築家はF以外にいなかった。また、地元建築設計事務所は、Fのコンセプトの具体化に協働し、地域性を十分に反映しながら、各棟の基本設計案をまとめる役割を担うものであり、岐阜県の地域特性を熟知した地元建築家をコーディネートチームに加えることにより、岐阜県の気候風土に相応しいものに作り上げていくことが期待される。G設計、H設計、I建築の3事務所は上記目的のため、岐阜県の共同設計者選定委員会において、指名書類審査方式により、本プロジェクトに対する考え方、組織体制、設計実績等を評価し、選定されたものである。よって、本件第2契約は「特殊な技術に係る工事を発注する場合」に該当し、この工事が北ブロックの設計に係ることは明らかであることから、「当該工事が特定されるとき」にも該当する。</p>
--	--	---

<p>2(2) 差止額</p>		
<p>民間の分譲マンションの本体工事費坪単価の相場は45万円、中北ブロックの基本面積は4万6523平方メートルであるため、本件における許容工事費は、45万円×4万6523平方メートル÷3.3=63億4405万円である。</p> <p>そして、南ブロックの全体事業費に占める本体工事費の割合約85.78パーセントを中北ブロックの事業費約110億円に適用すると、約94億円が中北ブロックの本体工事費と試算</p>	<p>前述したように、坪単価の民間相場を45万円とする根拠が不明である上、坪単価自体不明確な基準である。</p> <p>中北ブロックの事業費約110億円につき、本来工事費には基本設計料、実施設計料、工事監理料を含まないのであり、これらを含めた金額での比率に基づき計算を開始しているのは誤りである。南ブロック全4棟の基本面積は3万4434平方メートル及び中北ブロックの基本面積4万6523平方メートルは誤った数字である。そのよ</p>	<p>被告知事の主張と同様。</p>

され、事業費 110 億円と本体工事費 94 億円との差額 16 億円は諸々の経費であり、この差額 16 億円は必要な経費とみられる。

そして、63 億 4405 万円に 16 億円を加えると約 80 億円となるので、正当な支出として許容される基準額は 80 億円であり、それを超える部分の支出は違法であるので差し止める必要がある。

うな誤った数字を元に算定している差止額は誤っている。

2(3) 被告 A, 同 B, 同 D の責任

1 被告 A

被告 A は、知事として、従前より F と特別な関係にあることを前提に、本件事業に際して、本件第 1 及び第 2 契約を F アトリエらと随意契約して、F に計画策定業務や設計業務を独占的に行わせ続けている。被告 A は指揮監督義務の観点からみても、住宅課長が本件第 1, 2 契約の支出命令を停止させることはできた。

よって、被告 A は故意又は過失責任を負う。

2 被告 B

被告 B は、平成 13 年度住宅課長として本件第 1 契約の支出を決裁し、本件第 2 契約を実質的に締結、支出を決裁した。さらに平成 14 年度には実施設計も F アトリエらと随意契約することを意図し、将来の多額な事業費支出の基礎を固めようとしている。よって、被告 B は過失責任を負う。

3 被告 C

被告 C は、平成 12 年度住宅課長として本

争う。

争う

件第1契約を実質的に締結，当該委託費の支出を事実上決定した。さらに，本件第2契約以降についてもFアトリエらと随意契約するような道筋を引き，将来の多額な事業費支出の基礎を固めた。

よって，被告Cは過失責任を負う。

4 被告D

被告Dは，平成14年度より住宅課長の職にあったのであり，過失責任を負う。